

## 会員規約

この会員規約（以下「本規約」）は、一般社団法人エスポワール高知（以下「当団体」）と、一般社団法人エスポワール高知の定款第6条の規定により設置する会員（以下「会員」）との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。一般社団法人エスポワール高知事務局（以下「当団体事務局」）では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

### 第1章 総則

#### 第1条（会員規約の適用）

当団体は、会員との間に本規約を定め、これにより当団体の運営を行います。また、当団体が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

#### 第2条（会員規約の変更）

当団体は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当団体のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当団体が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。
2. 会員とは、当団体会員の総称です。
3. 書面とは、当団体が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)を指します。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当団体事務局への通知、連絡も書面と認められます。

### 第2章 入会申込等

#### 第4条（入会申込）

1. 当団体への入会の申込をする方は、本規約を了承の上で、所定の入会申込書に必要事項を記入して、賛助会員については誓約書へも署名の上、当団体事務局へ提出することとします。
2. 当団体の目的を資するため、入会の申込の中で家族の記載項目より、家族が個別に会員として入会登録されることに対して同意したとみなします。
3. 入会申込者を家族の代表として扱い、会報などの送付や連絡の主として役割を担っていただくことに同意したものとします。

### **第5条（入会申込の拒絶等）**

1. 当団体は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。
2. 入会申込者が当団体の面談に応じず、当団体サービス利用のみが目的とする場合
3. 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
4. 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
5. その他、前各項に準ずる場合で、当団体が入会を適当でないと判断した場合

### **第6条（会員の種類）**

会員の種類は、次の各号の通りです。その他の会員については当団体事務局の都合に応じて追加して管理されます。

- (1) 当事者会員  
ひきこもり当事者、または元ひきこもり当事者（ピアサポーター）を含む者
- (2) 家族会員  
ひきこもり当事者を抱える家族などの者
- (3) 支援者会員  
ひきこもり当事者と家族を支援するために参加したボランティアを含む者
- (4) 賛助会員  
当団体の趣旨にご賛同とご支援いただける個人及び法人

### **第7条（年会費）**

賛助会員は次の各号に年会費を定めておきますが、納入はお心遣いに任せて任意とします。他の会員についても任意とします。

- (1) 年会費の額は、団体・企業は一口 10,000 円、個人は一口 5,000 円とし、複数口を可能とし、賛助会員からの申し出により年度毎に変更できます。
- (2) 年会費の有効期間は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる 1 年間とします。
- (3) 年度途中に入会または継続の手続きを行った場合、有効期間は納入日の当該年度末迄とします。

## **第3章 入会申込記載事項の変更等**

### **第8条（会員の氏名及び名称等の変更）**

1. 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当団体事務局に通知する必要があります。
2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当団体からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当団体はその責を負わないものとします。

## 第4章 当団体と会員の連携等

### 第9条（広報の同意）

1. 賛助会員は、協賛者・協賛団体・協賛企業・協賛個人事業主として、当団体の広報掲載へ同意をしたものとします。
2. 会員は、当団体活動記録を目的として写真撮影や動画撮影されることに同意したものとします。
3. 写真動画撮影や広報掲載の拒否や写真加工等を希望する場合は、その旨を当団体事務局へ申告する必要があるものとします。
4. 申告した上で撮影され広報された場合において、当団体は可能な限り速やかに削除対応や加工処理などを行うものとしますが、出版物の回収や金銭による謝罪など対応の難しい要求に対しては免責されることについて同意したものとします。

### 第10条（連携の同意）

1. 賛助会員は、当団体の主旨に賛同をして協力するものとし、当団体が以下の事業に対して協力を申し込んだ場合、無理なく可能な範囲で連携するものとします。
  - (1) ひきこもりの若者とその家族を対象とした相談及び訪問支援事業
  - (2) ひきこもりの若者の生活支援・就労・生活訓練・居場所・作業所の運営事業
  - (3) 就労体験の機会や就労支援の機会創出
  - (4) 運営に必要な資材など調達の協力
  - (5) その他の当団体の目的を達成する為に必要な一切の事業
2. その他の会員についても、定款第4条に規定した事業の運営に対して可能な範囲で協力することに同意したものとします。

### 第11条（連携の辞退）

1. 賛助会員は、当団体への賛同と協力の意思があっても諸事情により協力が困難な場合は、協議の上で当団体からの申し出を断ることができます。
2. ただし同意の上で既に行っている事業の辞退に関しては、代替の体制が整うまでは、協議の上で辞退期日を設定して連携関係を可能な限り維持してください。

### 第12条（必要経費の請求）

1. 会員への支援活動を行う上で立案した支援計画に対して、必要となる経費をお願いする場合があることに同意したものとします。
2. 会員は、そうした必要経費に関して出費が難しい場合には、当団体からの支援計画の提案を辞退することができます。
3. 計画の成否を問わず、一度払い込まれた経費及びその他の拠出金品は返還しません。

### **第13条（寄付など活動援助）**

1. 当団体が、会費を請求しない代わりに寄付などで活動経費を賄っていることについて、会員は深い理解と同意をしたものとします。
2. 会員は、出来る範囲で活動へ参加と協力をすることに同意したものとします。

## **第5章 会員資格の喪失**

### **第14条（退会）**

1. 会員はあらかじめ当団体に届出て退会することができます。
2. 当団体は、会員が退会するにあたり既に入金した年会費等の返還は行いません。
3. 賛助会員において第10条に該当する事業連携を行っている場合には、第11条2項を適用し協議の上で可能な限り連携を継続してから退会をしてください。

### **第15条（会員資格の喪失）**

1. 当団体は、会員が次の各号に該当する場合、当該会員の入会を取り消すことができるものとします。またこの場合、当該会員は即座に会員資格を喪失するものとします。
  - (1) 当団体の事業を妨げ又は妨げようとした場合
  - (2) 故意又は重大な過失により、当団体の信用を失わせるような行為をした場合
  - (3) 本規約に違反する行為を行った場合
  - (4) 当団体が会員として不適当と判断した場合
  - (5) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合
2. 本条第1項に基づき会員が資格を喪失した場合、当団体は、理由の如何を問わず、年会費等の返還はいたしません。また、入会承認を取り消された会員は、損害賠償請求等の権利行使はできないものとします。

### **第16条（抛出金品の不返還）**

一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しません。

## **第6章 禁止行為**

### **第17条（禁止行為）**

1. 会員は無断で当団体の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。
2. その他、当団体の目的を理解し、第15条各号に定める行為、当団体の主旨に反する行為等を行ってははいけません。

## 第7章 情報管理

### 第18条（個人情報の保護）

1. 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
2. 当団体は、当団体が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当団体が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとしします。

## 第8章 知的財産

### 第19条（知的財産の帰属と保護）

1. 当団体が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当団体に帰属します。
2. 当団体が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

## 第9章 損害賠償等

### 第20条（損害賠償）

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当団体が損害を受けた場合、当該会員は、当団体が受けた損害を当団体に賠償することとします。

### 第21条（免責）

当団体は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当団体の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとしします。

## 第10章 残存条項

### 第22条（残存条項）

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第17条から第21条および本条の規定は有効に存続するものとしします。

## 第 1 1 章 その他

### 第 2 3 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

### 第 2 4 条（規定の追加）

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当団体が定めるものとします

付 則

この規約は 令和 2 年 9 月 1 3 日より施行する。